



2020年5月21日

各 位

会社名 トレンダーズ株式会社
 代表者名 代表取締役会長 岡本 伊久男
 (コード番号 6069 東証マザーズ)
 問合せ先 執行役員 CFO 田中 隼人
 T E L 0 3 (5 7 7 4) 8 8 7 6

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年5月21日開催の取締役会において、定款の一部変更について、2020年6月29日開催予定の第20回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第13条及び第23条に定める株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を、それぞれ取締役会においてあらかじめ定めた取締役に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって、取締役社長</u>が招集する。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、<u>取締役社長</u>が議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>が招集する。<u>当該取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>が議長となる。<u>当該取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>が招集し、議長となる。<u>当該取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2020年6月29日(予定)

定款変更の効力発生日 2020年6月29日(予定)

以上